

氏名 _____

障害者虐待防止・権利擁護研修

概要説明

NPO法人みんなの家

2015年3月

1、障害者虐待防止法の概要 (2011. 6. 17成立、2012. 10. 1施行)

【目的】

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【定義】

A：「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

B：「障害者虐待」とは、次の3項目。

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

C：障害者虐待の類型は、次の5項目（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる）

- ① 身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
- ② 放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
- ③ 心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- ④ 性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
- ⑤ 経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

【通報について】

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

⇨ 養護者、使用者についても概ね同様の対応を求められる。

【通報等による不利益取扱いの禁止】

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。）（第16条第3項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（第16条第4項）。

（参考）公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

【保健・医療・福祉等関係者の責務】

- ①保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない（第6条第2項）。
- ②これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない（第6条第3項）。

【障害者虐待の防止等に向けた基本的視点】

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要。

- ・虐待を未然に防ぐための積極的アプローチ：普及啓発、リスク要因を低減させる取り組み
- ・虐待の早期発見・早期対応：通報義務の周知、保健・医療・福祉等関係者の協力
- ・障害者の安全確保を最優先する：安全確認、緊急保護・分離など
- ・障害者の自己決定の支援と養護者の支援：本人や家族のエンパワメント、権利擁護、モニタリング
- ・関係機関の連携・協力による対応と体制

【障害者虐待の判断に当たってのポイント】

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意。虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要。

- ① 虐待をしているという「自覚」は問わない
 - ・ しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている場合あり
- ② 障害者本人の「自覚」は問わない
 - ・ 障害者特性から、自分のされていることが虐待と認識できない場合あり
 - ・ 長期間虐待を受けたケース等は、本人が諦めている場合も
- ③ 親や家族の意向が障害者本人のニーズとは異なる場合がある
 - ・ 「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定する場合あり
- ④ 虐待の判断はチームで行う
 - ・ 虐待の事案に対する判断は担当者一人で行うことを避けて組織的に行う
 - ・ 管理職が虐待への厳しい姿勢を打ち出す

◆ 身体的拘束の禁止

- 1、 第五十条指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2、 指定障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

【身体拘束とは】

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【やむを得ず身体拘束を行う3要件】

① 切迫性

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・組織として慎重に検討・決定する必要。
- ・個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。
- ・個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要。

② 本人・家族への十分な説明

- ・利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要。

③ 必要な事項の記録

- ・身体拘束を行った場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録。

【施行後の施設虐待】

- ・2012年ふるさとホーム白浜の精神障害者虐待：高齢の女性理事長による継続的暴行、懲役1年執行猶予3年
- ・2012年島原養護センター：2007以降300件に昇る虐待。5名書類送検、1名懲役1年4ヶ月
- ・2013年袖ヶ浦総合福祉センター：1名逮捕、9名書類送検
- ・2014年青森徳誠園：2名逮捕罰金刑
- ・2014年NPO法人「リブロ」 ダーツほか：懲役1年6ヶ月、執行猶予3年、指定取消

2、虐待に対するアプローチ

【障害者基本法改正（H23.8.5）の振り返り】

★障害の医学モデル

視点－障害者のどこが問題なのか？

「変わるべきは障害者」



★障害の社会モデル

視点－社会のどこが問題なのか？

「変わるべきは社会」

社会を変える＝環境を変える＝意識を変える（家族・支援者・地域）

支援者の意識を変える①

言葉を発することができず、伝えたい思いを伝えられない彼がいる。そして、その人の気持ちを分かろうとしながらも、それが叶わない自分がいる。お互いが相手に伝えたい思いが叶わず、そこで立ち往生している彼と自分。何らかの手段で思いを伝えようとする彼。それを分かり得ない自分。

支援者の意識を変える②

イライラすると窓ガラスを割ってしまう彼がいる。それは例えば良くない行動であると、その都度説教を繰り返す自分がある。何年も何年も窓ガラス割りという行動を変えられない彼。そして気がつけば、ここに同じように説教という行動を変えていない自分。お互いに自分から行動を変容させることができないもの同士。

支援者の意識を変える③

ある日、彼の本当の気持ちが分かる。でもその願いが叶いそうもない時、絶望と無力感に襲われる彼。そして、支援者として何もできない自分。絶望と無力感。お互いに、思いやり、支え合う。

【ノーマライゼーション】

可能な限り障害を持たない人と変わらない暮らしの保障

【インクルージョン】

いっどこにいても障害であることの不利益を被らない世界

【CBR (COMMUNITY-BASED REHABILITATION)】

障害のある方・社会的に弱い立場にある方を、公的な支援やサービスのみならず、地域の社会資源や人々の「できることもちより」によってささえるアプローチ

ノーマライゼーションからダイバーシティ（多様性を認める文化へ）

利用者のニーズは誰が決めることでしょうか？

【合理的配慮とは】 (Reasonable Accommodation)

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

1990年ADA法（障害のあるアメリカ人法）⇒ 障がいがある人の能力を最大限生かすために環境整備や配慮を行うこと ⇒ Social Inclusionへ繋がっていく。

<例えば...学校教育では>

- ・ 障害者が他の者と平等 ⇒ 等しく教育を受けられる環境
- ・ 必要かつ適当な変更及び調整 ⇒ 個別に受けられること
- ・ 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの ⇒ 体制、財政も含め無理のないこと

- ⇒ 暴れているけど、身体を押さえてはいけないの？
- ⇒ 自傷（自己刺激行動）をしてるけど…。
- ⇒ 夜中に勝手に外に出てしまうけど…。
- ⇒ 性的支援はどうすればいいの？
- ⇒ 何回も同じこと言い続けている…。

【「差別」と「虐待」の違い】 ⇒ 「対等」な関係か否かがベースにある。

- 1、**差別**：本来「対等」であるべきなのに、社会の（強者 ⇔ 弱者）という力関係の中で、障害等を理由とする不合理、不適切な取り扱い
 - ・理由：障害、子ども、高齢者、女性、身分…
 - ・障害等に対する偏見、価値観の歪みに由来し、制度や慣習に根深く組み込まれている
 - ・「こんな子に薬を出しても無駄だ」と診察を断られる。…「不平等な命」
 - ・保育園で集団行動ができず、「もう来るな」と言われる。
 - ・差別禁止法ができたとしても、地域とのいい関係ができるわけではない
 - ・表面上の差別を解消しても価値観の歪みが残れば、別の形で差別は温存・再発する

- 2、**虐待**：＜保護する ⇔ 保護される＞という上下関係の中で保護する側の権限・責務の不当な行使
 - ・とりあえず、目の前の虐待を解消することを優先する。身体的虐待の場合、切迫性によっては生命や身体の健康にかかわるケースがある → 虐待防止法の緊急性

【利用者がおかれている状況】

自己肯定感が低い、管理されることに対する慣れ、今現在の状況に居心地の良さを感じやすい、思いを伝えたり受け止めることが難しい、自由が制限されやすい、「分からない」ことが多い

【虐待の芽に気付くために】

利用者一人ひとりの「価値観」について理解する、利用者の言葉（本音）を代弁しようとする、利用者の行動の背景や生活背景に着目する、「何故その支援が必要なのか」を考える

怒りのピークは何秒を過ぎれば落ち着いていくと思いますか？

【アンガーマネジメント】

- ・ アンガー：怒り…喜怒哀楽というように一つの感情
- ・ マネジメント：配分すること…怒ること・怒らないことのメリハリ、

【怒りの性質】

- ・ 身近な対象に程強くなる
- ・ 高いところから低いところへ流れる。
- ・ 伝染しやすい
- ・ エネルギーなる

線引きをすることで、怒らないことではない。 → 怒らなければいけないことは上手に怒るようにする。
怒る必要のないものに対しては怒らなくて済むように慣れること ≠ 怒らないこと

怒ること・腹が立つことはあっていい。
怒らない努力をするのではなく、逆に怒らなくてはいけない時には怒れるようになる。



怒りにくい体質にしていく
激情型から体質改善をしていく

【ストレスについて】

良いストレス (eustress)

- 心身を奮い立たせてくれる
- 元気にしてくれる・勇気をくれる
- やる気にさせる

悪いストレス (distress)

- ×身体の不調
- ×やる気がおこらない
- ×気分を害する
- ×逃避、モラトリアムの姿勢

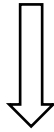
福祉現場のストレスを整理する

- ・タイムプレッシャー
- ・業務の内容
- ・人間関係
- ・介護の本質
- ・理想と現実
- ・理論と実践

ストレスの類型

- a: イライラ型 (自己過信系)
- b: オドオド型 (自信喪失系)
- c: クヨクヨ型 (過去悔恨系)
- d: モンモン型 (未来不安系)
- e: ヘトヘト型 (疲労困憊系)
- f: ムカムカ型 (人間関係誤解系)

このストレスをどのように消化していくか



ストレスコーピング

- 1: 相手に上手に話しかける
- 2: 論理的に考える
- 3: あきらめる
- 4: 能動的に気づく

ストレス解消

- ・規則正しい生活
- ・問題解決
- ・受け止め方
- ・リラックス方法
- ・あるがままの受容
- ・他者への依存

- ・人を変えたければ、自分の姿を見せることである…過去と他人は変えられない
変えられるのは、自分と今と未来 ⇒ 他人を変えたければ、自分を変えれば良い
- ・自分の意識が変われば相手が変わる ⇒ 自分自身の習慣と向き合っていく

【虐待の種類について】

- ① * 虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
- ② * （障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
- ③ * 虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- ④ * 虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
- ⑤ * 虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

【通報について】

- ⑥ 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを * に通報しなければならない。
- ⑦ 刑法には【秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定】があります。【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報】は前述の守秘義務とどちらが優先されると思いますか？
- ⑧ 保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の * に努めなければならない。

【障害者虐待の判断に当たってのポイント】

- ⑨ 虐待をしているという「 * 」は問わない
 - ・ しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている場合あり
- ⑩ 障害者本人の「 * 」は問わない
 - ・ 障害者特性から、自分のされていることが虐待と認識できない場合あり
- ⑪ 虐待の判断は * で行う
 - ・ 虐待の事案に対する判断は担当者一人で行うことを避け、組織的に行う

【障害のモデルについて】

- ⑫ 以前は【医学モデル】と呼ばれる「障害者のどこが問題なのか？」という観点から様々なアプローチがされていましたが、平成23年の障害者基本法改正によりそれが大きく変わりました。それは何モデルと呼ばれているのでしょうか？

【アンガーマネジメント】

- ⑬ 怒りのピークは何秒を過ぎれば落ち着いていくと言われているのでしょうか？